

## ◎生活困窮者自立支援法

(平成二五年一月二三日法律第一〇五号)

### 一、提案理由(平成二五年一月五日・参議院厚生労働委員会)

○国務大臣(田村憲久君) たいいま議題となりました生活保護法の一部を改正する法律案及び生活困窮者自立支援法案について、その趣旨を説明いたします。

.....(略).....

次に、生活困窮者自立支援法案について申し上げます。

近年、生活困窮者が増加する中で、早期にその支援を行い、自立の促進を図ることが重要な課題となっております。そのため、生活困窮者に対する就労の支援を含む自立の支援に関する相談等を実施するとともに、住宅の確保に関する給付金の支給等を通じ、その自立を支援することを目的として、生活困窮者自立支援法案を第百八十三回国会に提出いたしました。同法案は、審議未了、廃案となり、成立を見るに至りませんでした。一刻も早くその実現を図るために、ここにこの法律案を提案し、御審議願うこととした次第です。

生活困窮者自立支援法

以下、この法律案の内容についてその概要を説明いたします。

第一に、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、就労の支援を含む自立の支援に関して、生活困窮者からの相談に応じる等の生活困窮者自立相談支援事業を行うこととしております。

第二に、都道府県等は、離職等により経済的に困窮し、居住する住宅を失った者や賃貸住宅の家賃の支払が困難となった者であつて、就職を容易にするために住居を確保する必要があると認められるものに対し、生活困窮者住居確保給付金を支給することとしております。

第三に、都道府県等は、地域の実情に応じて、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業及び生活困窮者である子供に対する学習の援助を行う事業等を行うことができることとしております。

第四に、国は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金に要する費用の四分の三を負担するとともに、その他の事業に要する費用の一定割合を補助することができることとしております。

第五に、雇用による就業を継続して行うことが困難である生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な訓練等の事業を行う者は、当該事業が一定の基準に適合して

いることについて、都道府県知事の認定を受けることができる  
こととしております。

最後に、この法律案の施行期日については、一部の規定を除  
き、平成二十七年四月の一日としております。

以上が二法案の趣旨であります。

御審議の上、速やかに可決していただきますことをお願い  
いたします。

以上でございます。

## 二、参議院厚生労働委員長報告

(平成二五年一月二三日)

○石井みどり君 ただいま議題となりました両法律案につきま  
して、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申  
上げます。

………(略)………

次に、生活困窮者自立支援法案は、生活困窮者について早期  
に支援を行い、自立の促進を図るため、生活困窮者に対し、就  
労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するととも  
に、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための給付金を  
支給すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、新宿区

において生活保護の申請窓口、生活困窮者に対する自立相談支  
援等の実情を視察するとともに、保護の申請手続を法律に規定  
する趣旨及び改正後の運用の在り方、扶養義務者に対する通知  
等の問題点、福祉事務所の体制整備の必要性、生活困窮者に対  
する相談支援の重要性、いわゆる中間的就労である就労訓練事  
業の認定基準等について質疑を行いました。その詳細は会議  
録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表  
して辰巳孝太郎委員より両法律案に反対、社会民主党・護憲連  
合を代表して福島みずほ委員より両法律案に反対の旨の意見が  
それぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数を  
もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議(平成二五年一月二二日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置  
を講ずるべきである。

一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の  
状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含

め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。

二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れない支援を行うこと。また、そのために支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。

三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。

四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連

施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。

五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。

七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。  
右決議する。

三、衆議院厚生労働委員長報告(平成二五年二月六日)

○後藤茂之君 ただいま議題となりました各案について、厚生

労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
 ……………(略)……………

次に、生活困窮者自立支援法案について申し上げます。

本案は、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るため、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための給付金を支給する等の措置を講じようとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、去る十一月二十七日日本委員会に付託され、二十九日田村厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十二月四日、質疑を行った後、討論、採決の結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、生活困窮者自立支援法案に対して附帯決議を付することと決しました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年二月四日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。

二 自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れない支援を行うこと。また、そのために社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。

三 生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。

- 四 就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。
- 五 いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。
- 六 本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。
- 七 生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。